

○財務省告示第四百六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十三年十一月十一日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十三年十二月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第百十 四回、第百二十七回、第百二十四 回、第百二十五回及び第百二十 六回）及び利付国庫債券（三十 年）（第七回、第八回、第十三回、 第十四回、第十五回、第十七回 及び第二十一回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。	額面金額で二千九百九十九億円 内訳（別表のとおり）

十八

十七十五
七六五

十四

償還金の限度額
償還金の額
入札の基
準とする
各発行の
対象債の
利息回り
元利金の
払戻場所

利子

（別表のとおり）
額面金額の
平成二十年
本証券の協
店頭売買の
利率は各回
日単利の平均
償還金の額
の平均値に
おきき八月
付で日

各発行対象国債の利率 $\frac{\text{金額} \times \text{各}}{100 \times 1}$ $\frac{2}{}$

第十号に規定する発行日
と対象債の発行日を
算し、各発行の
うに、たゞし、算
日当り、と、は、
日に、払戻し、の
すに、おき、て、
規定

口座に記載又は前記の式も
のりついで、は
に、り、算、出、し、た、金、額、を、
額、に、お、し、得、る、者、が、非、
時、に、お、し、取、得、する、者、が、非、
住、者、又は、外国、人、である、場、
に、は、前、記、の、法、算、式、に、よ、り、
出、し、た、金、額、に、 $(-)$ 、該、所、
は、外、国、人、が、適、用、を、受、け、る、
得、税、の、率、を、乗、じ、た、金、額、を
控、除、す、こ、と、が、で、き、る、額、を

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十三年十一月十一日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券(第二回)	二・一%	平成二十三年四月二十二日	五十億円
利付国庫債券(第二回)	二・一%	平成二十三年四月二十二日	九百六十三億円
利付国庫債券(第二回)	二・〇%	平成二十三年四月二十二日	三百三十二億円
利付国庫債券(第二回)	二・二%	平成二十三年四月二十三日	二百六十六億円
利付国庫債券(第二回)	二・〇%	平成二十三年四月二十三日	四十四億円
利付国庫債券(第三回)	二・三%	平成二十三年四月二十四日	二百三十億円
利付国庫債券(第三回)	一・八%	平成二十三年四月二十四日	百五十億円
利付国庫債券(第三回)	二・〇%	平成二十三年四月二十五日	二百二十億円
利付国庫債券(第三回)	二・四%	平成二十三年四月二十六日	三百億円
利付国庫債券(第三回)	二・五%	平成二十三年四月二十六日	二百五十六億円

（（利 第三付 二十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第三付 十十国 七年庫 回）債 ） 券
二 ・ 三 %	二 ・ 四 %
十年平 日十成 二四 月十 二七	十年平 日十成 二四 月十 二六
八 十 八 億 円	三 百 億 円